

## 愛知県道路公社 優良工事施工業者表彰要領

### (趣旨)

第1条 愛知県道路公社が発注した建設工事の施工にあたり、卓越した技術と献身的な努力により優れた成績で工事を完成した施工業者（以下「優良施工業者」という。）を表彰することにより、建設技術の向上と適正な施工を推進し、併せて建設業者の育成と発展を図るものとする。

### (対象工事)

第2条 表彰対象工事は、前年度に完成し、かつ請負金額が500万円以上のものとする。

### (優良施工業者の選考)

第3条 前条に掲げる対象工事の施工業者で、所属長が優良施工業者と認めるものを理事長に推薦する。推薦されたもののうち次の各々の条件を具備するものから、別に定める愛知県道路公社優良工事施工業者選考会議（以下「会議」という。）で選考する。

- (1) 工事の内容並びに、別に定める建設工事成績評定要領による評定結果が優れていること。
- (2) 建設業の経営が健全でかつ社会的評価が優れていること。

### (優良施工業者の決定)

第4条 優良施工業者は、会議の選考結果に基づき決定する。

### (表彰の方法)

第5条 表彰は、理事長名の感謝状の贈呈をもって行うものとする。

### (その他)

第6条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。